

申請から支給決定までの流れ

(Ⅰ) 療養費支給申請書（はり・きゅう用）に必要事項を記入してください。

i) 申請者(被保険者)が記入するところ

- ① 被保険者欄
- ② 申請者欄
- ③ 支払機関欄（必ず被保険者の口座を指定してください）

ii) 施術師が記入するところ

- ① 施術内容欄
- ② 施術証明欄
- ③ 同意記録

(Ⅱ) 下記書類を療養費支給申請書に添えて当健康保険組合に提出してください。

i) 領収書（原本）

ii) 医師の同意書（初回・再同意の場合は原本、口頭不可）

※同意書の有効期間

- ① 1日～15日までに医師が同意書を作成した場合、5ヵ月後の月末まで。
- ② 16日～月末までに医師が同意書を作成した場合、6ヵ月後の月末まで。

例) 1月1日に医師が作成した場合は、6月30日まで有効。

1月17日に医師が作成した場合は、7月31日まで有効。

※同意又は再同意は、主治医の診察を受けたものでなければなりません。

iii) 施術報告書の写し

※施術報告書交付料の支給申請をされる場合

(Ⅲ) 療養費（はり・きゅう）を支給決定する際には、保険医療機関の診療報酬明細書（レセプト）を確認させていただきます。診療報酬明細書（レセプト）は医療機関受診月から2ヵ月後に当健康保険組合に送られてきますが、場合によっては、更に数ヵ月遅れる事がございます。したがって、支給決定までには3ヵ月～5ヵ月かかります。

(Ⅳ) 平成29年7月1日以降の施術分より、初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の場合は、「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（はり・きゅう用）」を併せてご提出ください。